下記の業務について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

太田市長　穂積　昌信

１　事業名

太田市公共施設予約システム

２　対象施設

３分野　６５施設　４４６貸出区画

内訳 ①生涯学習施設　２０施設　１７０貸出区画

②スポーツ施設　４２施設　２５２貸出区画

③文化施設　３施設　２４貸出区画

３　業務内容

プロポーザル実施要領のとおり

４　業務期間

プロポーザル実施要領のとおり

５　提案上限額

プロポーザル実施要領のとおり

６　契約時期

プロポーザル実施要領のとおり

７　支払条件

業務完了報告による本市の検査合格後の請求に基づき受理日から３０日以内に支払う。

８　参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

②会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

④租税を完納していること。
⑤本事業と同種又は類似業務の実績を有すること
⑥プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメント（ＩＳＭＳ）の認定を受けていること。
⑦太田市暴力団排除条例（平成２４年太田市条例第４号）第２条第１号から第３号までのいずれにも該当しない者であること。
※審査により優先交渉権者となった場合は、令和８年度中に太田市入札参加資格者名簿「物品・役務」の登録を必要とし、令和９年度以降も太田市入札参加資格を有すること。

9 プロポーザルの実施スケジュール

プロポーザル実施要領のとおり

10 参加・辞退申込等

プロポーザル実施要領のとおり

11 契約保証金

契約保証金は、太田市契約規則（平成１７年太田市規則第７５号）に定めるところによる。

12 その他

・本件に関するすべての書類作成および提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
・提出書類は返却しない。
・提案に要する費用は参加者の負担とする。
・提出した書類の変更はできない。
・虚偽記載等があった場合は失格とする。
・太田市情報公開条例（平成１７年太田市条例第９号）に基づき、提出書類が開示される場合がある。
・本プロポーザルは、参加者が１者の場合でもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると選定委員会が判断した場合は、成立するものとする。
・本公告のほか、関係法令及びプロポーザル実施要領により太田市公共施設予約システムのプロポーザルを行う。